

NPO 法人 Better Way Life 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 Better Way Life という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者及び障害児・者に対して、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく各種事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業

(2) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

(3) 介護保険法に基づく第1号事業

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業

(6) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上

(2) 監事 1 人

2 理事のうち、1 人を理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項

(5) 事業報告及び決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 入会金及び会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項

(9) 事務局の組織等に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも前日までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	石 井 貴美江
理 事	丸 山 美 香
理 事	安 野 友 裕
監 事	板 東 陽 子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2024 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2023 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金

正 会 員	個人	0 円
	団体	0 円
賛助会員	個人	0 円
	団体	0 円

年会費

正 会 員	個人	0 円
	団体	0 円
賛助会員	個人 1 口	1, 000 円 (1 口以上)
	団体 1 口	10, 000 円 (1 口以上)

附 則

この定款は、2022 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この定款は、 年 月 日から施行する。

2025年度事業計画書

法人の名称 NPO 法人 Better Way Life

1 事業活動方針

【サービスを必要としている方の気持ちに寄り添い、その人らしく生活出来る訪問支援】という理念のもと引き続き旭区・保土ヶ谷区を中心に高齢者・障害者が安心して地域生活を送ることができるよう訪問支援を実施していくとともに、新たに計画相談支援事業及び放課後等デイサービス事業の実施に向けた準備を進め、障害者への適正なサービス利用の促進、障害児への新たな居場所の提供を通して、障害児・者の社会生活がより豊かになるよう取り組んでいく。利用者様へより良い支援ができるよう内外の研修を充実させ、関連他事業所とのコミュニケーションも積極的に行い、総合的な支援力の強化に努める。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 介護保険法に基づく居宅サービス事業

ア 訪問介護

- ・内 容 訪問介護事業の運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区中希望が丘7 4 番地 9
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 横浜市旭区、保土ヶ谷区在住の不特定多数の要介護者 9 人程度
- ・支出見込額 3,239,600 円

② 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

ア 介護予防訪問介護

- ・内 容 介護予防訪問介護事業の運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区中希望が丘7 4 番地 9
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 横浜市旭区、保土ヶ谷区在住の不特定多数の要支援者 3 人程度
- ・支出見込額 578,500 円

③ 介護保険法に基づく第1号事業

ア 第1号訪問事業

- ・内 容 第1号訪問事業の運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区中希望が丘7 4 番地 9
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 横浜市旭区、保土ヶ谷区在住の不特定多数の要支援者 2 人程度
- ・支出見込額 144,625 円

④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

ア 居宅介護

- ・内 容 居宅介護事業所の運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区中希望が丘 7 4 番地 9
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 横浜市旭区、保土ヶ谷区在住の不特定多数のサービス対象障害者
- ・支出見込額 16,545,100 円

イ 重度訪問介護

- ・内 容 重度訪問介護事業所の運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区中希望が丘 7 4 番地 9
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 横浜市旭区、保土ヶ谷区在住の不特定多数のサービス対象障害者
- ・支出見込額 1,330,550 円

ウ 行動援護

- ・内 容 行動援護事業所の運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区中希望が丘 7 4 番地 9
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 横浜市旭区、保土ヶ谷区在住の不特定多数のサービス対象障害者
- ・支出見込額 7,086,625 円

⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業

ア 計画相談支援

- ・内 容 計画相談支援事業所の開設準備
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区
- ・従事者人員 1 人
- ・受益対象者 横浜市旭区在住の不特定多数のサービス対象障害者
- ・支出見込額 540,330 円

⑥ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

ア 放課後等デイサービス

- ・内 容 放課後等デイサービス事業所の開設準備
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 横浜市旭区、保土ヶ谷区在住の不特定多数のサービス対象障害児
- ・支出見込額 5,269,670 円

以上

2026年度事業計画書

法人の名称 NPO 法人 Better Way Life

1 事業活動方針

【サービスを必要としている方の気持ちに寄り添い、その人らしく生活出来る訪問支援】という理念のもと引き続き旭区・保土ヶ谷区を中心に高齢者・障害者が安心して地域生活を送ることができるよう訪問支援を実施していくとともに、新たに障害者に対しては計画相談支援事業を本格実施し、その人らしく生活するための課題の解決や適正なサービス利用を促す支援を行っていく。また、障害児に対しては、放課後等デイサービス事業の本格実施により家庭・学校以外の新しい居場所を提供し、社会生活がより豊かになるよう支援していく。利用者様へより良い支援ができるよう引き続き内外の研修を充実させ、地域に貢献できる事業を各方面と連携をとりながら行っていく。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 介護保険法に基づく居宅サービス事業

ア 訪問介護

- ・内 容 訪問介護事業の運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区中希望が丘7-4番地9
- ・従事者人員 4人
- ・受益対象者 横浜市旭区、保土ヶ谷区在住の不特定多数の要介護者9人程度
- ・支出見込額 3,408,720円

② 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

ア 介護予防訪問介護

- ・内 容 介護予防訪問介護事業の運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区中希望が丘7-4番地9
- ・従事者人員 4人
- ・受益対象者 横浜市旭区、保土ヶ谷区在住の不特定多数の要支援者3人程度
- ・支出見込額 608,700円

③ 介護保険法に基づく第1号事業

ア 第1号訪問事業

- ・内 容 第1号訪問事業の運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区中希望が丘7-4番地9
- ・従事者人員 4人
- ・受益対象者 横浜市旭区、保土ヶ谷区在住の不特定多数の要支援者2人程度
- ・支出見込額 152,175円

④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

ア 居宅介護

- ・内 容 居宅介護事業所の運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区中希望が丘 7 4 番地 9
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 横浜市旭区、保土ヶ谷区在住の不特定多数のサービス対象障害者
- ・支出見込額 17,408,820 円

イ 重度訪問介護

- ・内 容 重度訪問介護事業所の運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区中希望が丘 7 4 番地 9
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 横浜市旭区、保土ヶ谷区在住の不特定多数のサービス対象障害者
- ・支出見込額 1,400,010 円

ウ 行動援護

- ・内 容 行動援護事業所の運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区中希望が丘 7 4 番地 9
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 横浜市旭区、保土ヶ谷区在住の不特定多数のサービス対象障害者
- ・支出見込額 7,456,575 円

⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業

ア 計画相談支援

- ・内 容 計画相談支援事業所の運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区
- ・従事者人員 1 人
- ・受益対象者 横浜市旭区在住の不特定多数のサービス対象障害者
- ・支出見込額 2,315,886 円

⑥ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

ア 放課後等デイサービス

- ・内 容 放課後等デイサービス事業所の運営
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 横浜市旭区、保土ヶ谷区在住の不特定多数のサービス対象障害児
- ・支出見込額 22,586,114 円

以上

活動予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

法人の名称 NPO法人Better Way Life

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 事業収益			
①介護保険居宅サービス費	3,400,000		
②介護保険介護予防サービス費	600,000		
③介護保険第1号サービス費	140,000		
④障害福祉サービス給付費	26,200,000		
⑤相談支援給付費	0		
⑥通所支援給付費	0	30,340,000	
4. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収益	100,000	101,000	
経常収益計			30,441,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	22,500,000		
法定福利費	1,575,000		
人件費計	24,075,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	800,000		
通信費	170,000		
消耗品費	600,000		
地代家賃	1,200,000		
差入保証金	2,000,000		
施設設備費	2,400,000		
保険料	1,000,000		
租税公課	30,000		
支払手数料	1,250,000		
会議費	150,000		
減価償却費	860,000		
支払利息	100,000		
雑費	100,000		
その他経費計	10,660,000		
事業費計		34,735,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
支払手数料	0		
雑費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			34,735,000
当期経常増減額			△ 4,294,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
2. 過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 固定資産売却損		0	
2. 過年度損益修正損		0	
3. 法人税等		70,000	
経常外費用計			70,000
当期正味財産増減額			△ 4,364,000
前期繰越正味財産額			1,449,469
次期繰越正味財産額			△ 2,914,531

活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

法人の名称 NPO法人Better Way Life

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 事業収益			
① 介護保険居宅サービス費	3,400,000		
② 介護保険介護予防サービス費	600,000		
③ 介護保険第1号サービス費	140,000		
④ 障害福祉サービス給付費	26,200,000		
⑤ 相談支援給付費	2,700,000		
⑥ 通所支援事業給付費	26,400,000	59,440,000	
4. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収益	100,000	101,000	
経常収益計			59,541,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	40,100,000		
法定福利費	2,807,000		
人件費計	42,907,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	1,400,000		
賃借料	900,000		
通信費	770,000		
消耗品費	2,200,000		
地代家賃	3,450,000		
保険料	1,250,000		
租税公課	60,000		
支払手数料	800,000		
会議費	200,000		
減価償却費	1,040,000		
支払利息	160,000		
雑費	200,000		
その他経費計	12,430,000		
事業費計		55,337,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
支払手数料	0		
雑費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			55,337,000
当期経常増減額			4,204,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
2. 過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 固定資産売却損		0	
2. 過年度損益修正損		0	
3. 法人税等		637,600	
経常外費用計			637,600
当期正味財産増減額			3,566,400
前期繰越正味財産額			△ 2,914,531
次期繰越正味財産額			651,869